

## 公共工事の品質確保の促進に関する法律

(平成17年3月31日法律第18号)

### (目的)

第一条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることにかんがみ、公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「公共工事」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する公共工事をいう。

### (基本理念)

第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することにかんがみ、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

- 2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することにかんがみ、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。
- 3 公共工事の品質は、これを確保する上で工事の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することにかんがみ、より適切な技術又は工夫により、確保されなければならない。
- 4 公共工事の品質確保に当たっては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること並びに適正な施工が確保されることにより、受注者としての適格性を有しない建設業者が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。

- 5 公共工事の品質確保に当たっては、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案（競争に付された公共工事に関する技術又は工夫についての提案をいう。以下同じ。）及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。
- 6 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事における請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するように配慮されなければならない。
- 7 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、前各項の趣旨を踏まえ、公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、公共工事の品質確保の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（発注者の責務）

第六条 公共工事の発注者（以下「発注者」という。）は、基本理念にのっとり、その発注に係る公共工事の品質が確保されるよう、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を適切に実施しなければならない。

- 2 発注者は、公共工事の施工状況の評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注及び他の発注者による発注に有効に活用されるよう、これらの資料の保存に関し、必要な措置を講じなければならない。

- 3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するために必要な職員の配置その他の体制の整備に努めなければならない。

（受注者の責務）

第七条 公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施するとともに、そのために必要な技術的能力の向上に努めなければならない。

(基本方針)

第八条 政府は、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

二 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

3 基本方針の策定に当たっては、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。以下同じ。）及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。

4 政府は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(基本方針に基づく責務)

第九条 各省各庁の長（財政法（昭和22年法律第34号）第20条第2項に規定する各省各庁の長をいう。）特殊法人等の代表者（当該特殊法人等が独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）である場合にあっては、その長）及び地方公共団体の長は、基本方針に定めるところに従い、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(関係行政機関の協力体制)

第十条 政府は、基本方針の策定及びこれに基づく施策の実施に関し、関係行政機関による協力体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(競争参加者の技術的能力の審査)

第十一条 発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、競争に参加しようとする者について、工事の経験、施工状況の評価、当該公共工事に配置が予定される技術者の経験その他競争に参加しようとする者の技術的能力に関する事項を審査しなければならない。

(競争参加者の技術提案)

第十二条 発注者は、競争に参加する者（競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。）に対し、技術提案を求めるよう努めなければならない。ただし、発注者が、当該公共工事の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りではない。

2 発注者は、技術提案がされたときは、これを適切に審査し、及び評価しなければならない。この場合において、発注者は、中立かつ公正な審査及び評価が行われるようこれらに関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。

- 3 発注者は、競争に付された公共工事を技術提案の内容に従って確実に実施することができないと認めるときは、当該技術提案を採用しないことができる。
- 4 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめその旨及びその評価の方法を公表するとともに、その評価の後にその結果を公表しなければならない。ただし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第4条から第8条までに定める公共工事の入札及び契約に関する情報の公表がなされない公共工事についての技術提案の評価の結果については、この限りではない。

(技術提案の改善)

第十三条 発注者は、技術提案をした者に対し、その審査において、当該技術提案についての改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合において、発注者は、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表しなければならない。

- 2 前条第4項ただし書の規定は、技術提案の改善に係る過程の概要の公表について準用する。

(高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格)

第十四条 発注者は、高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めたときは、当該技術提案の審査の結果を踏まえて、予定価格を定めることができる。この場合において、発注者は、当該技術提案の審査に当たり、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くものとする。

(発注関係事務を適切に実施することができる者の活用)

第十五条 発注者は、その発注に係る公共工事が専門的な知識又は技術を必要とすることその他の理由により自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、国、地方公共団体その他法令又は契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならない。この場合において、発注者は、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定するものとする。

- 2 発注者は、前項の場合において、契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者を選定したときは、その者が行う発注関係事務の公正性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成、発注関係事務

を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する協力その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### 附則

##### ( 施行期日 )

1 この法律は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

##### ( 検討 )

2 政府は、この法律の施行後 3 年を経過した場合において、この法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について

(平成17年8月26日閣議決定)

政府は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号。以下「法」という。)第8条第1項に基づき、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を、次のように定め、これに従い、法第9条に規定する各省各庁の長、特殊法人等の代表者及び地方公共団体の長は、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

公共工事は、国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有しており、その品質は、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

建設工事は、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により品質に関する条件が異なること等の特性を有している。公共工事に関しては、厳しい財政事情の下、公共投資が減少している中で、その受注をめぐる価格競争が激化し、著しい低価格による入札が急増するとともに、工事中の事故や手抜き工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質低下に関する懸念が顕著となっている。競争参加者の技術的能力の審査や工事の監督・検査等を適切に実施することができない脆弱な体制の発注者が存在することも、公共工事の品質低下に関する懸念の一つとなっている。こうしたことから、公共工事の品質確保を促進するための対策を講じる必要がある。

また、我が国の建設業界の潜在的な技術力は高い水準にあることから、公共工事の品質確保を促進するためには、民間企業が有する高い技術力を有効に活用することが必要である。

このような観点に立つと、公共工事の品質確保を図るためには、発注者が主体的に責任を果たすことにより、技術的能力を有する競争参加者による競争が実現され、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要である。こうした契約がなされるためには、発注者が、事業の目的や工事の内容に応じ、競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求めるよう努め、落札者の決定においては、価格に加えて技術提案の優劣等を総合的

に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とすることが原則である。

これにより、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が公共工事を施工することとなり、公共工事の目的物の品質が確保されることとなると同時に、必要な技術的能力を持たない建設業者が受注者となることにより生じる施工不良や工事の安全性の低下、一括下請負等の不正行為が未然に防止されることとなる。また、ペーパーカンパニー等の不良・不適格業者が排除され、技術と経営に優れた企業が伸びることのできる環境が整備されることとなる。

加えて、民間企業の高度な技術提案が活用されることで、工事目的物の環境の改善への寄与、長寿命化、工期短縮等の施工の効率化等が図られることとなり、一定のコストに対して得られる品質が向上し、公共事業の効率的な執行にもつながる。

さらに、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで、談合が行われにくい環境が整備されることも期待される。

公共工事に関する調査・設計についても、その品質確保は、公共工事の品質を確保するために必要であり、かつ、建設段階及び維持管理段階を通じた総合的なコストの縮減と品質向上に寄与するものである。このため、公共工事に関する調査・設計の契約においても、価格のみによって契約相手を決定するのではなく、技術提案を求め、その優劣を評価し、最も適切な者と契約を結ぶこと等を通じ、その品質を確保することが求められる。

公共工事の品質確保の取組を進めるに当たっては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性を確保し、発注者の説明責任を適切に果たすとともに、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること、不良・不適格業者の排除が徹底されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。

また、公共工事の品質確保に当たっては、工事を施工する専門事業者や技能労働者の能力が重要な要素であることから、これらの者の活用が促進されるとともに、下請に係る請負契約が対等な立場で公正に締結され、履行されるなど元請と下請の関係の適正化が図られるように配慮されなければならない。

## 第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

### 1 発注関係事務の適切な実施

公共工事の発注者は、法第3条の基本理念にのっとり、競争に参加する資格を有する者の名簿（以下「有資格業者名簿」という。）の作成、仕様書、設計書等の契約図書を作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及

び評価その他の発注関係事務を適切に実施しなければならない。

特に、競争参加者の選定又は競争参加資格の確認に当たっては、当該工事を施工する上で必要な施工能力や実績等について技術的能力の審査を行うとともに、工事の内容に照らして必要がないと認められる場合を除き、競争参加者から技術提案を求めるように努めるものとし、技術提案を求めた場合の契約の相手方の決定に当たっては、価格と技術提案の内容等を総合的に評価しなければならない。

## 2 技術的能力の審査の実施に関する事項

技術的能力の審査は、有資格業者名簿の作成に際しての資格審査及び個別の工事に際しての競争参加者の技術審査として実施される。資格審査においては、公共工事の受注を希望する建設業者の施工能力の確認を行うものとし、技術審査においては、当該工事に関するその実施時点における建設業者の施工能力の確認を行うものとする。

### (1) 有資格業者名簿の作成に際しての資格審査

有資格業者名簿の作成に際しての資格審査では、競争参加希望者の経営状況や施工能力に関し各発注者に共通する事項だけでなく、各発注者ごとに審査する事項を設けることができるとし、経営事項審査の結果や必要に応じ工事実績、工事の施工状況の評価（以下「工事成績評定」という。）の結果（以下「工事成績評定結果」という。）建設業法（昭和24年法律第100号）第11条第2項に基づき建設業者が国土交通大臣又は都道府県知事に提出する工事経歴書等を活用するものとする。なお、防災活動への取組等により蓄積された経験等の適切な項目を審査項目とすることも考えられるが、項目の選定に当たっては、競争性の低下につながることはないよう留意するものとする。

### (2) 個別工事に際しての技術審査

個別の工事に際しての技術審査では、建設業者及び当該工事に配置が予定される技術者（以下「配置予定技術者」という。）の同種・類似工事の経験、簡易な施工計画等の審査を行うとともに、必要に応じ、配置予定技術者に対するヒアリングを行うことにより、不良・不適格業者の排除及び適切な競争参加者の選定等を行うものとする。

同種・類似工事の経験等の要件を付する場合には、発注しようとする工事の目的、種別、規模・構造、工法等の技術特性、地質等の自然条件、周辺地域環境等の社会条件等を踏まえ、具体的に示すものとする。

また、建設業者や配置予定技術者の経験の確認に当たっては、実績として

提出された工事成績評定結果を確認することが重要であり、工事成績評定結果の平均点が一定の評点に満たない建設業者には競争参加を認めないこと、一定の評点に満たない実績は経験と認めないこと等により、施工能力のない建設業者を排除するとともに、建設業者による工事の品質向上の努力を引き出すものとする。

### 3 技術提案の審査・評価の実施に関する事項

#### (1) 技術提案の求め方

発注者は、競争に参加しようとする者に対し、発注する工事の内容に照らし、必要がないと認める場合を除き、技術提案を求めるよう努めるものとする。この場合、求める技術提案は必ずしも高度な技術を要するものではなく、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事においては、技術審査において審査した施工計画の工程管理や施工上配慮すべき事項、品質管理方法等についての工夫を技術提案として扱うものとする。

また、発注者の求める工事内容を実現するための施工上の提案や構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合には、例えば、設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）等により、工事目的物自体についての提案を認めるなど提案範囲の拡大に努めるものとする。この場合、事業の目的、工事の特性及び工事目的物の使用形態を踏まえ、安全対策、交通・環境への影響及び工期の縮減といった施工上の提案並びに強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、景観との調和及びライフサイクルコストといった工事目的物の性能等適切な評価項目を設定するよう努めるものとする。

#### (2) 技術提案の適切な審査・評価

一般的な工事において求める技術提案は、施工計画に関しては、施工手順、工期の設定等の妥当性、地形・地質等の地域特性への配慮を踏まえた提案の適切性等について、品質管理に関しては、工事目的物が完成した後は確認できなくなる部分に係る品質確認頻度や方法等について評価を行うものとする。これらの評価に加えて、競争参加者の同種・類似工事の経験及び工事成績、配置予定技術者の同種・類似工事の経験、防災活動への取組等により蓄積された経験等についても、技術提案とともに評価を行うことも考えられる。

また、これらの評価に加え、発注者の求める工事内容を実現するための施工上の提案や構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合には、提案の実現性、安全性等について審査・評価を行うものとする。

技術提案の評価は、事前に提示した評価項目について、事業の目的、工事

特性等に基づき、事前に提示した定量的又は定性的な評価基準及び得点配分に従い、評価を行うものとする。

なお、工事目的物の性能等の評価点数について基礎点と評価に応じて与えられる得点（以下「加算点」という。）のバランスが適切に設定されない場合や、価格評価点に対する技術評価点の割合が適切に設定されない場合には、品質が十分に評価されない結果となることに留意するものとする。

各発注者は、説明責任を適切に果たすという観点から、落札者の決定に際しては、その評価の方法や内容を公表しなければならない。その際、発注者は、民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等取扱いに留意するものとする。その上で、採用した技術提案や新技術について、評価・検証を行い、公共工事の品質確保の促進に寄与するものと認められる場合には、以後の公共工事の計画、設計、施工及び管理の各段階に反映させ、継続的な公共工事の品質確保に努めるものとする。

発注者は、競争に付された公共工事を技術提案の内容に従って確実に実施することができないと認めるときは、当該技術提案を採用せず、提案した者を落札者としなないことができる。

また、技術提案に基づき、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）で落札者を決定した場合には、落札者決定に反映された技術提案について、発注者と落札者の責任の分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について契約上取り決めておくものとする。

### （３）技術提案の改善

発注者は、技術提案の内容の一部を改善することで、より優れた技術提案となる場合や一部の不備を解決できる場合には、技術提案の審査において、提案者に当該技術提案の改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合、発注者は、透明性の確保のため、技術提案の改善に係る過程について、その概要を速やかに公表するものとする。

なお、技術提案の改善を求める場合には、同様の技術提案をした者が複数あるにもかかわらず、特定の者だけに改善を求めるなど特定の者のみが有利となることのないようにすることが必要である。

### （４）高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格

競争参加者からの積極的な技術提案を引き出すため、新技術及び特殊な施工方法等の高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めた場合には、経済性に配慮しつつ、各々の提案とそれに要する費用が適切であるかを審査し、最も優れた提案を採用できるよう予定価格を作成することができる。この場合、当該技術提案の審査に当たり、中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴取するものとする。

#### 4 中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項

技術提案の審査・評価に当たっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うことが必要である。このため、国においては、総合評価方式の実施方針及び複数の工事に共通する評価方法を定めようとするときは、学識経験者の意見を聴くとともに、必要に応じ個別工事の評価方法や落札者の決定についても意見を聴くものとする。

また、地方公共団体においては、総合評価方式を行おうとするとき、総合評価方式により落札者を決定しようとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴くこととされているが、この場合、各発注者ごとに、又は各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設ける、既存の審査の場に学識経験者を加える、個別に学識経験者の意見を聴くなど運用面の工夫も可能である。なお、学識経験者には、意見を聴く発注者とは別の公共工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含まれる。

また、入札及び契約の過程に関する苦情については、各発注者がその苦情を受け付け、適切に説明を行うとともに、さらに不服がある場合には、第三者機関の活用等により、中立かつ公正に処理する仕組みを整備するものとする。

さらに、発注者の説明責任を適切に果たすとともに、手続の透明性を確保する観点から、技術提案の評価結果及び落札結果については、契約後速やかに公表するものとする。

#### 5 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項

公共工事の品質が確保されるよう、発注者は、監督及び給付の完了の確認を行うための検査並びに適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資するために必要な技術的な検査(以下「技術検査」という。)を行うとともに、工事成績評定を適切に行うために必要な要領や技術基準を策定するものとする。

特に、工事成績評定については、公正な評価を行うとともに、評定結果の発注者間での相互利用を促進するため、国と地方公共団体との連携により、事業

の目的や工事特性を考慮した評定項目の標準化に努めるものとする。

監督についても適切に実施するとともに、契約の内容に適合した履行がなされない可能性があるとして認められる場合には、適切な施工がなされるよう、通常より頻度を増やすことにより重点的な監督体制を整備するなどの対策を実施するものとする。

技術検査については、工事の施工状況の確認を充実させ、施工の節目において適切に実施し、施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知するとともに、技術検査の結果を工事成績評定に反映させるものとする。

## 6 発注関係事務の環境整備に関する事項

各省各庁の長は、各発注者の技術提案の適切な審査・評価、監督・検査、工事成績評定等の円滑な実施に資するよう、これらの標準的な方法や留意事項をとりまとめた資料を作成するなど、公共工事の品質確保に係る施策の実施に向け、発注関係事務の環境整備に努めるものとする。

なお、これらの資料を踏まえて、各発注者は各々の取組に関する基準や要領の整備に努めるものとする。この際、これらを整備することが困難な地方公共団体等に対しては、国及び都道府県が必要に応じて支援を行うよう努めるものとする。

また、新規参入者を含めた建設業者の技術的能力の審査を公正かつ効率的に行うためには、各発注者が発注した工事の施工内容や工事成績評定、当該工事を担当した技術者に関するデータを活用することが必要である。このため、各発注者が発注した工事について、工事の施工内容や工事成績評定等に関する資料をデータベースとして相互利用し、技術的能力の審査において、活用を進めるよう努めるものとする。

さらに、各発注者は、民間の技術開発の促進を図るため、民間からの技術情報の収集、技術の評価、さらには新技術の公共事業等への活用を行う取組を進めるとともに、施工現場における技術や工夫を活用するため、必要に応じて関連する技術基準や技術指針、発注仕様書等の見直し等を行うよう努めるものとする。

## 7 調査・設計の品質確保に関する事項

公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査・設計の品質確保が重要な役割を果たしており、測量、地質調査及び建設コンサルタント業務の成果は、建設段階及び維持管理段階を通じた総合的なコストや、公共工事の工期、環境への影響、施設の性能・耐久性、利用者の満足度等の品質に大きく影

響することとなる。

このような観点から、公共工事に関する調査・設計についても、工事と同様に発注関係事務の環境整備に努めるとともに、調査・設計の契約に当たっては、競争参加者の技術的能力を審査することにより、その品質を確保する必要がある。また、発注者は、調査・設計の内容に照らして技術的な工夫の余地が小さい場合を除き、競争参加者に対して技術提案を求め、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされるようにすることが必要である。この場合、公共工事に関する調査・設計は、公共工事の目的や個々の調査・設計の特性に応じて評価の特性も異なることから、求める品質の確保が可能となるよう、適切な入札及び契約の方式を採用するよう努めるものとする。

また、調査・設計は、その成果が、業務を実施する者の能力に影響される特性を有していることから、発注者は、技術的能力の審査や技術提案の審査・評価に際して、技術者の経験やその成績評定結果を適切に審査・評価することが必要である。また、その審査・評価について説明責任を有していることにも留意するものとする。

なお、技術提案が提案者の知的財産であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等、発注者はその取扱いに留意するものとする。

当該調査・設計の内容が、工夫の余地が小さい場合や単純な作業に近い場合等必ずしも技術提案を求める必要がない場合においても、競争に参加する者の選定に際し、その業務実績、業務成績、業務を担当する予定の技術者の能力等を適切に審査するよう努めるものとする。

発注者は、調査・設計の適正な履行を確保するため、発注者として行う指示、承諾、協議等や完了の確認を行うための検査を適切に行うとともに、業務の履行過程及び業務の成果を的確に評価し、成績評定を行うものとする。成績評定の結果は、業務を遂行するのにふさわしい者を選定するに当たって重要な役割を果たすことから、国と地方公共団体との連携により、調査・設計の特性を考慮した評定項目の標準化に努めるとともに、発注者は、業務内容や成績評定の結果等のデータベース化を進めるよう努めるものとする。

なお、落札者の決定に反映された技術提案に基づく成果については、発注者と落札者の責任の分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について契約上取り決めておくものとする。

## 8 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用

### (1) 国・都道府県による支援

各発注者は、自らの発注体制を十分に把握し、積算、監督・検査、工事成績評価、技術提案の審査等の発注関係事務を適切に実施することができるよう、体制の整備に努めるものとする。また、工事の内容が高度であるために積算、監督・検査、技術提案の審査ができないなど発注関係事務を適切に実施することが困難である場合においては、発注者の責任のもと、発注関係事務を実施することができる者の能力を活用するよう努めるものとする。

このような発注者に対して、国及び都道府県は次のような措置を講ずるよう努めるものとする。

イ 発注関係事務を適切に実施することができる職員を育成するため、講習会の開催や国・都道府県が実施する研修への職員の受入れを行う。

ロ 発注者より要請があった場合には、自らの業務の実施状況を勘案しつつ、可能な限り、その要請に応じて支援を行う。

ハ 発注者による発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関して協力する。

ニ 発注関係事務を適切に実施するために必要な情報の収集及び提供等を行う。

### (2) 国・都道府県以外の者の活用

国・都道府県以外の者を活用し、発注関係事務の全部又は一部を行わせる場合は、その者が、公正な立場で、継続して円滑に発注関係事務を遂行することができる組織であること、その職員が発注関係事務を適切に実施することができる知識・経験を有していること等が必要である。

発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の選定に当たっては、当面、公共工事を発注する地方公共団体等に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等をその対象として活用しつつ、民間企業等についても、技術的能力及び公正性を確保することで選定の対象となることができるよう必要な環境整備に努めるものとする。

## 9 施策の進め方

基本方針に規定する公共工事の品質確保に関する総合的な施策を効率的かつ確実に実施するためには、各発注者の体制等にかんがみ、これを段階的かつ計画的に推進していくことが必要である。

このため、政府は、各発注者における法及び基本方針に示された公共工事の品質確保の促進に関する基本的な施策の実施状況について調査を行うとともに、その結果をとりまとめ、公表する。

また、各発注者は、公共工事の品質確保に向け、発注者間の協力体制を強化するため、情報交換を行うなど連携を図るよう努めるものとする。

## 会計制度関係条文

### 会計法（昭和二十二年三月三十一日法律第三十五号）

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、政令でこれを定める。

契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第一項の競争に付する必要がない場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。

契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

第二十九条の六 契約担当官等は、競争に付する場合には、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち政令で定めるものについて、相手方となるべき者の申込みに係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち最低の価格をもつて申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

国の所有に属する財産と国以外の者の所有する財産との交換に関する契約その他その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、価格及びその他の条件が国にとつて最も有利なもの（同項ただし書の場合にあつては、次に有利なもの）をもつて申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

## 予算決算及び会計令（昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があつた後二年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
- 六 前各号の一に該当する事実があつた後二年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

（各省各庁の長が定める一般競争参加者の資格）

第七十二条 各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、必要があるときは、工事、製造、物件の買入れその他についての契約の種類ごとに、その金額等に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び経営の状況に関する事項について一般競争に参加する者に必要な資格を定めることができる。

2 各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、前項の規定により資格を定めた場合においては、その定めるところにより、定期に又は随時に、一般競争に参加しようとする者の申請をまつて、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

3 各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、第一項の資格を有する者の名簿を作成するものとする。

4 各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、第一項の規定により一般競争に参加する者に必要な資格を定めたときは、その基本となるべき事項並びに第二項に規定する申請の時期及び方法等について公示しなければならない。

（契約担当官等が定める一般競争参加者の資格）

第七十三条 契約担当官等は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行なうため特に必要があると認めるときは、各省各庁の長の定めるところにより、前条第一項の資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行なわせることができる。

( 予定価格の作成 )

第七十九条 契約担当官等は、その競争入札に付する事項の価格（第九十一条第一項の競争にあつては交換しようとするそれぞれの財産の価格の差額とし、同条第二項の競争にあつては財務大臣の定めるものとする。以下次条第一項において同じ。）を当該事項に関する仕様書、設計書等によつて予定し、その予定価格を記載し、又は記録した書面をその内容が認知できない方法により、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

( 予定価格の決定方法 )

第八十条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

( 最低価格の入札者を落札者としなければならないことのできる契約 )

第八十四条 会計法第二十九条の六第一項ただし書に規定する国の支払の原因となる契約のうち政令で定めるものは、予定価格が一千万円（各省各庁の長が財務大臣と協議して一千万円を超える金額を定めたときは、当該金額）を超える工事又は製造その他についての請負契約とする。

( 契約内容に適合した履行がされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者としなければならない場合の手続 )

第八十五条 各省各庁の長は、会計法第二十九条の六第一項ただし書の規定により、必要があるときは、前条に規定する契約について、相手方となるべき者の申込みに係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準を作成するものとする。

第八十六条 契約担当官等は、第八十四条に規定する契約に係る競争を行なつた場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が、前条の基準に該当することとなつたときは、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査しなければならない。

2 契約担当官等は、前項の調査の結果、その者により当該契約の内容に適合

した履行がされないおそれがあると認めるときは、その調査の結果及び自己の意見を記載し、又は記録した書面を契約審査委員に提出し、その意見を求めなければならない。

第八十七条 契約審査委員は、前条第二項の規定により、契約担当官等から意見を求められたときは、必要な審査をし、書面によつて意見を表示しなければならない。

第八十八条 契約担当官等は、前条の規定により表示された契約審査委員の意見のうちの多数が自己の意見と同一であつた場合においては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち最低の価格をもつて申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者とするものとする。

2 契約担当官等は、契約審査委員の意見のうちの多数が自己の意見と異なる場合においても、当該契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められたことについて合理的な理由があるときは、次順位者を落札者とすることができる。

（公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とししない場合の手續）

第八十九条 契約担当官等は、第八十四条に規定する契約に係る競争を行なつた場合において、契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認めるときは、その理由及び自己の意見を記載し、又は記録した書面を当該各省各庁の長に提出し、その者を落札者とししないことについて承認を求めなければならない。

2 契約担当官等は、前項の承認があつたときは、次順位者を落札者とするものとする。

（最低入札者を落札者としなかつた場合の書面の提出）

第九十条 契約担当官等は、次の各号に掲げる場合においては、遅滞なく、当該競争に関する調書を作成し、当該各号に掲げる書面の写しを添え、これを当該各省各庁の長を経由して財務大臣及び会計検査院に提出しなければならない。

一 第八十八条の規定により次順位者を落札者としたとき。 第八十六条第二項に規定する調査の結果及び自己の意見を記載し、又は記録した書面並びに第八十七条に規定する契約審査委員の意見を記載し、又は記録した書面

二 前条の規定により次順位者を落札者としたとき。 同条に規定する理由及び自己の意見を記載し、又は記録した書面並びに当該各省各庁の長の承認があつたことを証する書面

(交換等についての契約を競争に付して行なう場合の落札者の決定)

第九十一条 契約担当官等は、会計法第二十九条の六第二項の規定により、国の所有に属する財産と国以外の者の所有する財産との交換に関する契約については、それぞれの財産の見積価格の差額が国にとつて最も有利な申込みをした者を落札者とする事ができる。

2 契約担当官等は、会計法第二十九条の六第二項の規定により、その性質又は目的から同条第一項の規定により難い契約で前項に規定するもの以外のものについては、各省各庁の長が財務大臣に協議して定めるところにより、価格その他の条件が国にとつて最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とする事ができる。

(指名競争に付することができる場合)

第九十四条 会計法第二十九条の三第五項の規定により指名競争に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 予定価格が五百万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 二 予定価格が三百万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 三 予定賃借料の年額又は総額が百六十万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 四 予定価格が百万円を超えない財産を売り払うとき。
- 五 予定賃貸料の年額又は総額が五十万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- 六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が二百万円を超えないものをするとき。

2 随意契約による事ができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

(指名競争参加者の資格)

第九十五条 各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、工事、製造、物件の買入れその他についての契約の種類ごとに、その金額等に応じ、第七十二条第一項に規定する事項について、指名競争に参加する者に必要な資格を定めなければならない。

2 第七十二条第二項及び第三項の規定は、各省各庁の長又はその委任を受けた職員が前項の規定により資格を定めた場合に準用する。

3 前項の場合において、第一項の資格が第七十二条第一項の資格と同一である等のため、前項において準用する同条第二項及び第三項の規定による資格の審査及び名簿の作成を要しないと認められるときは、当該資格の審査及び名簿の作成は、行なわず、同条第二項及び第三項の規定による資格の審査及び名簿の作成をもつて代えるものとする。

4 各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、年間の契約の件数が僅少であることその他特別の事情がある契約担当官等に係る指名競争については、当

該競争に参加する者に必要な資格及びその審査に関し第一項及び第二項に定めるところと異なる定めをし、又は当該競争に参加する資格を有する者の名簿を作成しないことができる。

(指名基準)

第九十六条 各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、契約担当官等が前条の資格を有する者のうちから競争に参加する者を指名する場合の基準を定めなければならない。

2 各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、前項の基準を定めたときは、財務大臣に通知しなければならない。

(競争参加者の指名)

第九十七条 契約担当官等は、指名競争に付するときは、第九十五条の資格を有する者のうちから、前条第一項の基準により、競争に参加する者をなるべく十人以上指名しなければならない。

2 前項の場合においては、第七十五条第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。

(一般競争に関する規定の準用)

第九十八条 第七十条、第七十一条及び第七十六条から第九十一条までの規定は、指名競争の場合に準用する。

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 四 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 五 予定価格が五十万円を超えない財産を売り払うとき。
- 六 予定賃貸料の年額又は総額が三十万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。
- 八 運送又は保管をさせるとき。
- 九 国際協力銀行、日本政策投資銀行、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫その他特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人のうち財務大臣の指定するものとの間で契約をするとき。
- 十 農場、工場、学校、試験所、刑務所その他これらに準ずるものの生産に係る物品を売り払うとき。
- 十一 国の需要する物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要

な物品を売り払うとき。

十二 法律の規定により財産の譲与又は無償貸付けをすることができる者にその財産を売り払い又は有償で貸し付けるとき。

十三 非常災害による罹災者に国の生産に係る建築材料を売り払うとき。

十四 罹災者又はその救護を行なう者に災害の救助に必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。

十五 外国で契約をするとき。

十六 都道府県及び市町村その他の公法人、公益法人、農業協同組合、農業協同組合連合会又は慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき。

十七 開拓地域内における土木工事をその入植者の共同請負に付するとき。

十八 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買い入れるとき。

十九 学術又は技芸の保護奨励のため必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。

二十 産業又は開拓事業の保護奨励のため、必要な物件を売り払い若しくは貸し付け、又は生産者から直接にその生産に係る物品を買い入れるとき。

二十一 公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者売り払い、貸し付け又は信託するとき。

二十二 土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い又は貸し付けるとき。

二十三 事業経営上の特別の必要に基づき、物品を買い入れ若しくは製造させ、造林をさせ又は土地若しくは建物を借り入れるとき。

二十四 法律又は政令の規定により問屋業者に販売を委託し又は販売させるとき。

二十五 国が国以外の者に委託した試験研究の成果に係る特許権及び実用新案権の一部を当該試験研究を受託した者に売り払うとき。

第九十九条の二 契約担当官等は、競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

第九十九条の三 契約担当官等は、落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。この場合においては、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

(分割契約)

第九十九条の四 前二条の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約をすることができる。

( 予定価格の決定 )

第九十九条の五 契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第八十条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

( 見積書の徴取 )

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

## 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

### （契約の締結）

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

- 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。
- 3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下本条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。
- 4 普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。
- 5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下本項において同じ。）を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。
- 6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

## 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

### （指名競争入札）

第六十七条 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により指名競争入札にすることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一

般競争入札に適しないものをするとき。

二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。

三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

( 随意契約 )

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格( 貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額 ) が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三 身体障害者福祉法( 昭和二十四年法律第二百八十三号 ) 第二十九条に規定する身体障害者更生施設、同法第三十一条に規定する身体障害者授産施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律( 昭和二十五年法律第二百二十三号 ) 第五十条の二第三項に規定する精神障害者授産施設、同条第五項に規定する精神障害者福祉工場、知的障害者福祉法( 昭和三十五年法律第三十七号 ) 第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設、同法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設若しくは小規模作業所( 障害者基本法( 昭和四十五年法律第八十四号 ) 第二条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第十五条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。 ) において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律( 昭和四十六年法律第六十八号 ) 第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法( 昭和三十九年法律第二百二十九号 ) 第六条第六項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れ

る契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

2 前項第八号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 第一項第九号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4 前二項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があつた後二年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者

六 前各号の一に該当する事実があつた後二年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

第百六十七条の五 普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要

があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、これを公示しなければならない。

第百六十七条の五の二 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第一項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。

(一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合)

第百六十七条の十 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

- 2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

第百六十七条の十の二 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第二百三十四条第三項 本文又は前条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者としてすることができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、前二項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。
- 4 普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとするとき、総合評価一般競争入札において落札者を決定しようとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴かななければならない。
- 5 普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第百六十七条の六第一項の規定により公告をするときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第二項の規定により明らかにしておかななければならない事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。  
（指名競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の十一 第百六十七条の四の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物件の買入れその他当該普通地方公共団体の長が定める契約について、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、第百六十七条の五第一項に規定する事項を要件とする資格を定めなければならない。
- 3 第百六十七条の五第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。  
（指名競争入札の参加者の指名等）

第百六十七条の十二 普通地方公共団体の長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、当該入札に参加させようとする者を指名しなければならない。

- 2 前項の場合においては、普通地方公共団体の長は、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項をその指名する者に通知しなければならない。
- 3 第六十七條の六第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。
- 4 普通地方公共団体の長は、次条において準用する第六十七條の十の二第一項及び第二項の規定により落札者を決定する指名競争入札（以下「総合評価指名競争入札」という。）を行おうとする場合において、当該契約について第二項の規定により通知をするときは、同項の規定により通知をしなければならない事項及び前項において準用する第六十七條の六第二項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価指名競争入札の方法による旨及び当該総合評価指名競争入札に係る落札者決定基準についても、通知をしなければならない。

（指名競争入札の入札保証金等）

第六十七條の十三 第六十七條の七から第六十七條の十まで及び第六十七條の十の二（第五項を除く。）の規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。

#### 地方自治法施行規則（昭和三十二年内務省令第二十九号）

第十二條の四 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第六十七條の十の二第四項（同令第六十七條の十三において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により学識経験を有する者の意見を聴くときは、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる事項に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

- 一 総合評価一般競争入札又は総合評価指名競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）を行おうとするとき 総合評価競争入札によることの適否
  - 二 総合評価競争入札において落札者を決定しようとするとき 予定価格の制限の範囲内の価格をもつて行われた申込みのうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとつて最も有利なものの決定
  - 三 落札者決定基準を定めようとするとき 当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項
- 2 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第六十七條の十の二第四項の規定により学識経験を有する者の意見を聴くときは、二人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

## 国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン（抜粋）

### 1 工事の品質確保のための技術的能力・技術提案の評価・活用

#### 1-1 技術的能力・技術提案の評価・活用の流れ

公共工事における技術的能力の審査及び技術提案の審査・評価については、今後、図1-1のように行われていくことが期待されている。

##### ①有資格業者名簿の作成に際しての資格審査

定期に又は随時に、競争に参加しようとする者が競争に参加するために必要な資格を有するかどうかを審査し、有資格業者名簿を作成するが、国土交通省直轄工事においては、資格審査に際しては、経営事項評価（共通）点数に加え、工事成績等による技術評価（特別）点数を適切に評価して行っているところである。

##### ②個別工事に際しての技術審査

個別工事の発注に当たり、工事实績情報サービス（5において「CORINS」という。）や工事成績等のデータベースを活用し、当該工事に関する建設業者及び配置予定技術者の施工能力の確認を行うとともに、簡易な施工計画の提出を求め、審査を行う。また、必要に応じて配置予定技術者のヒアリングを行う。

審査の結果、入札参加要件を満たしていない場合には、当該業者の入札参加を認めない。

##### ③総合評価方式における技術提案の審査・評価

総合評価方式は、

- イ 工事価格にライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生じると認められる工事
- ロ 工事価格の差異に比して、工事目的物の性能・機能に相当程度の差異が生じると認められる工事
- ハ 工事価格の差異に比して対策（環境の維持等）の達成度に相当程度の差異が生じると認められる工事

に適用されるものであるが、特に小規模な工事等その内容に照らして総合評価方式を適用する必要がないと認められる工事を除き、すべての工事において総合評価方式を適用することを基本とし、技術提案の審査・評価を行う。総合評価方式の適用に当たっては、当該工事の難易度（技術的な工夫の余地）や予定価格（工事規模）に応じて、次に掲げるいずれかの方式を選択する。

**〔高度技術提案型〕**

高度な技術提案を要する工事について、ライフサイクルコスト、工事的目的物の強度、耐久性、共用性（維持管理の容易性）等、環境の維持、景観等の評価項目に基づき、性能等と入札価格とを総合的に評価するもの

**〔標準型〕**

高度な技術提案を要する工事及び技術的な工夫の余地が小さい工事以外の工事（評価項目に必須のものが含まれないものに限る。）について、環境の維持、交通の確保、特別な安全対策等の評価項目に関し、性能等を数値化し（数値方式）、又は定性的に表示する（判定方式・順位方式）ことにより、性能等と入札価格とを総合的に評価するもの

**〔簡易型〕**

技術的な工夫の余地が小さい工事で、評価項目に必須のものが含まれない工事について、簡易な施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績等に基づき性能と入札価格とを総合的に評価するもの

技術提案の審査に当たっては、提出された技術提案の内容について実現性や安全性等の観点から審査を行い、提案内容が不相当であると認められた者は入札参加を認めない。なお、簡易型においては、前項②の技術審査における簡易な施工計画に基づき評価を行うものとする。

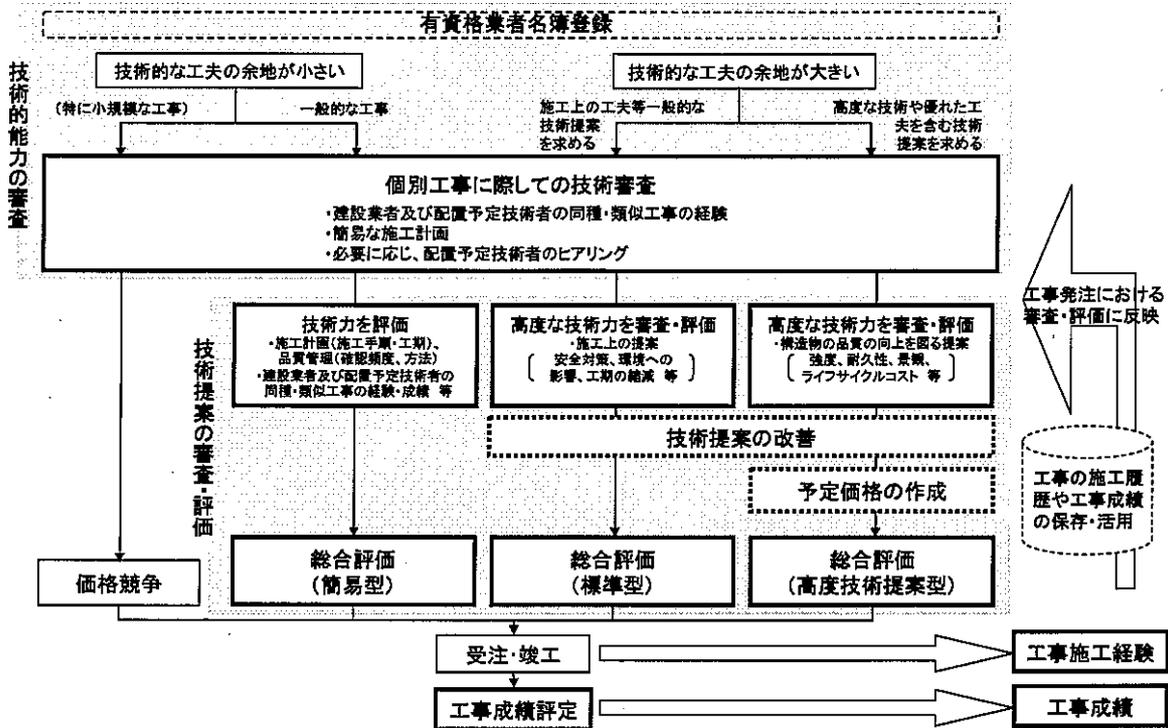
また、あらかじめ設定した評価基準や得点配分に基づき、技術提案の内容に応じて点数付け（評価）を行う。

**④総合評価**

前項③の技術提案の評価結果に基づき、価格との総合評価を行う。

**⑤工事成績評定**

工事の施工状況や目的物の品質、工事の技術的難易度、VE提案等を踏まえ、当該工事の工事成績評定を行う。評定結果は、受注者に通知するとともに発注者のデータベースに登録し、以降の工事発注における有資格業者名簿の作成時や個別工事に際しての技術審査時等に活用する。



受注・竣工

工事成績判定

工事施工経歴

工事成績

工事の施工履歴や工事成績の保存・活用

工事発注における審査・評価に反映

※個別工事に際しての技術審査:建設業者の施工能力の確認を行う。  
 ※技術力を審査・評価:技術提案の実現性等を確認(審査)した上で、技術提案の点数付け(評価)を行う。  
 ※技術提案:一般的な工事においては、簡易な施工計画、品質管理等についての提案を求める。  
 技術的な工夫の余地が大きい場合は、上記に加え、施工上の提案、工事目的物の品質の向上に関する高度な提案を求める。  
 ※総合評価:技術提案の評価結果に基づき、価格と総合的に評価を行う。

図1-1 工事における技術的能力・技術提案の評価・活用

公共工事における総合評価落札方式の手引き・事例集 (抜粋)

評価項目一評価指標一覧表 (河川事業)

大項目	中項目	小項目	評価指標			
			資機材・設備の規模・性能	損失電力量	燃料消費量	
総合的なコストに関する項目	ライフサイクルコスト	維持管理費				
	その他	更新費 補償費等				
工事目的物の性能・機能に関する事項	①性能・機能	初期性能の持続性	資機材・設備の性能	施工法		
		低騒音舗装				
		強度				
		耐久性				
		安定性	資機材・設備の規模・性能	総合的技術提案		
		美観				
		供用性	施工期間	損失電力量	燃料消費量	資機材・設備の性能
		(透水性)				総合的技術提案
		騒音	騒音低減値	施工期間	騒音対策	
		振動	振動低減値	施工期間	振動対策	施工法
社会的要請に関する事項	①環境の維持	粉塵	裸地期間	粉塵対策		
		悪臭				
		水質汚濁	PH値・SS値	施工期間	水質汚濁対策	その他
		地盤沈下	沈下量	施工期間	離隔距離	
		土壌汚染				
		景観	ヤード面積		景観	
		(大気汚染)	NOX排出量			
		(生活環境)	施工期間			
		(生態系)	ヤード面積	施工期間		
		規制車線数	規制日数			
②交通の確保	規制時間	規制日数				
	ネットワーク	施工期間				
③特別な安全対策	災害復旧					
	安全対策の良否	施工期間	安全対策 機材・設備の体 止期間	資機材・設備の性能	離隔距離	
④省資源対策又はライフサイクル対策	(被災リスク)	施工期間				
	省資源対策					
	ライフサイクルの良否	リサイクル率	リサイクル対策			
	(効率)	資機材・設備の性能	損失電力量			

評価項目別一評価指標・ペナルティ設定例 (河川事業) ①

維持管理費

評価指標	評価方式	総合評価方法	ペナルティ
燃料消費量(発電機)	評価の下限等 ポンプ排水量が0.0m <sup>3</sup> /s以上	換算方式 定量的測定	ペナルティ 提案を達成できなかつたポンプ駆動用原動機所要出力1kw提案値を0.01m <sup>3</sup> /s達成できないうちに25万円の減額変更を行う。
燃料消費量(発電機)	評価の下限等 ポンプ排水量が0.0m <sup>3</sup> /s以下	換算方式 定量的測定	ペナルティ 提案を達成できなかつたポンプ駆動用原動機所要出力1kw提案値を0.01m <sup>3</sup> /s達成できないうちに25万円の減額変更を行う。
損失電力(変圧器)	ポンプ駆動用原動機所要出力が51kw以下	定量的測定	減額変更 ポンプ駆動用原動機所要出力が提案値を超える場合
損失電力(変圧器)	JIS規格の変圧器損失率より算出した基準損失率を満たしている設計指針を基準とする	定量的測定	減額変更 落札時と完了時の差に相当する金額(評価値)が変わらないように金額変更)
燃料消費量(発電機)	設計指針の燃料消費量を満足している	新到達・数値 満点規定	減額変更 実際に施設できた燃料消費率で加算点を再計算し提案値との差額分を減額する。工事成績を減らす。
燃料消費量(発電機)	設計指針の燃料消費量を満足している	新到達・数値 1位満点	減額変更 落札時と完了時の差に相当する金額(評価値)が変わらないように金額変更)

初期性能の持続性

評価指標	評価方式	総合評価方法	ペナルティ
ポンプ駆動のゲート巻き上げ速度の向上	評価の下限等 巻き上げ速度0.3m/minを満足	換算方式 定量的測定	ペナルティ 提案されたポンプ駆動用原動機所要出力が達成できないうちに25万円の減額変更を行う。
分流域幹線幹線の自然石互組みの施工計画	提案された施工計画が、発注者の指示した施工計画を満足していること。	新到達・判定	減額変更 提案されたポンプ駆動用原動機所要出力が達成できないうちに25万円の減額変更を行う。

安定性

評価指標	評価方式	総合評価方法	ペナルティ
水門設備の操作の大きさ	評価の下限等 既設機器の大きさ以下	換算方式 定量的測定	ペナルティ 点検を再計算を行い、落札時の得点との差額に対応する金額分を減額する。
制電工場の有無	制電工場の有無	判定	減額変更 点検を再計算を行い、落札時の得点との差額に対応する金額分を減額する。

供用性

評価指標	評価方式	総合評価方法	ペナルティ
施工期間	評価の下限等 部分使用を可能にする45日以上短縮	換算方式 定量的測定	ペナルティ 実際の工期で、加算点を再計算し提案値との差額分から算出した金額の支払いを請求する。工事成績を減らす。
損失電力(変圧器)	JIS規格	定量的測定	減額変更 実際に施設できた変圧器の全損失率で加算点を再計算し提案値との差額分を減額する。工事成績を減らす。
燃料消費量	標準値2768kg	定量的測定	減額変更 実際の出来形で、加算点を再計算し提案値との差額分から算出した金額の支払いを請求する。工事成績を減らす。
主ポンプの再始動に要する時間		新到達・数値 満点規定	減額変更 実際の出来形で、加算点を再計算し提案値との差額分から算出した金額の支払いを請求する。工事成績を減らす。
事業者から総合的なコスト、工事目的物の性能、その他本工事に関連している技術の提案を評価する。		新到達・数値 満点規定	減額変更 実際の出来形で、加算点を再計算し提案値との差額分から算出した金額の支払いを請求する。工事成績を減らす。

評価項目別一評価指標・ペナルティ設定例（河川事業） ②

騒音

評価指標 (詳細)	評価方式		総合評価方法	ペナルティ	
	評価の下限等	換算方式		付与する水準	ペナルティの詳細内容
騒音低減	工事騒音の低減	定量的測定	新通過・数値 満点規定	工事評価減点	ペナルティ
施工期間	工事騒音の低減 以下 仮設工期が97日以内	定量的測定	新通過・数値 1位満点	工事評価減点	ペナルティの詳細内容 提案した工期短縮日数に対し不履行率により最大5点減点
施工期間 (特定工種)	水路工(家庭隣接部)の施工日数49日以下	判定	新通過・数値 1位満点	工事評価減点	70%未満の達成率 10点減点、70%以上100%未満の達成率 5点減点
施工期間 (特定工種)	提案値が最低限の要求条件を満たしていること。要求条件値は54日	定量的測定	新通過・数値 1位満点	工事評価減点	提案に対して70%未満の達成率の場合は10点減点、70%以上100%未満の達成率の場合は5点減点
騒音対策	工事騒音の低減提案	判定	新通過・判定	工事評価減点	技術提案以上の施工が行われなかった場合3点減点
騒音対策	建設機械の騒音対策に 係わる施工計画	判定	新通過・判定	工事評価減点	提案項目の不履行率に 対し10点・6点・3点の減点を行う。
騒音対策 (騒音・振動)	現場内の車両走行速度20km/h以下	判定	新通過・判定	工事評価減点	遵守出来なかった評価項目の「優」に相当する点を減点
騒音対策 (騒音・振動・粉塵)	低騒音機種の使用 両側度20km/h以下。	判定	新通過・判定	工事評価減点	遵守出来なかった評価項目の「優」に相当する点を減点

振動

評価指標 (詳細)	評価方式		総合評価方法	ペナルティ	
	評価の下限等	換算方式		付与する水準	ペナルティの詳細内容
振動低減	工事振動の低減	定量的測定	新通過・数値 1位満点	ペナルティ	ペナルティ
施工期間(特定工種)	工事振動が75dB以下	判定	新通過・数値 1位満点	ペナルティ	ペナルティの詳細内容 加算点の再計算を行い、差額に 対する金額の支払いを求める。
振動対策	地盤改良の施工日数52日以下	判定	新通過・判定	工事評価減点	70%未満の達成率 10点減点、70%以上100%未満の達成率 5点減点
振動対策	提案された施工計画が、発注者の指示施工計画を満たしていること	判定	新通過・判定	工事評価減点	提案項目の不履行率に 対し10点・6点・3点の減点を行う。
施工法	工事区間の上流部に設置する坂路から行い車両の速度を20km/h以下とする。	判定	新通過・判定	工事評価減点	遵守出来なかった評価項目の「優」に相当する点を減点

粉塵

評価指標 (詳細)	評価方式		総合評価方法	ペナルティ	
	評価の下限等	換算方式		付与する水準	ペナルティの詳細内容
裸地期間	裸地期間が16日以下	定量的測定	新通過・数値 満点規定	ペナルティ	ペナルティ
粉塵対策	散水車による散水、車両走行速度20km/h以下	判定	新通過・判定	工事評価減点	ペナルティの詳細内容 提案期間中の工区別に提案値を越えた場合
粉塵対策	工事期間中の粉塵対策	判定	新通過・判定	工事評価減点	遵守出来なかった評価項目の「優」に相当する点を減点

評価項目別一評価指標・ペナルティ設定例（河川事業） — ③ —

水質汚濁

評価指標	評価指標 (詳細)	評価方式		総合評価方法	ペナルティ	
		評価の下限等	換算方式		付与する水準	ペナルティの詳細内容
SS値	余水処理工でのSS値の排水水質改善	SS値を10mg/lより改善する。	定量的測定	新通達・数値 測定規定	測定値が提案値を超える。	提案値との差額分から算出した金額の支払いを請求する。 工事評価を減ずる。
SS値	水質濁度の低減値	水質濁度の低減値が114以内	定量的測定	新通達・数値 1位満点	提案値より劣る施工を行う場合	加算点の再計算を行い落札時の評価値との差額に対する金額の支払いを求めぬ
施工期間	濁水発生期間の短縮	濁水発生日数が54日以下	定量的測定	新通達・数値 満点規定	濁水発生日数が提案値を越えた場合	工事評価減点
水質汚濁対策	濁水発生対策	標準工法	判定	新通達・判定	提案値より劣る施工を行った場合	工事評価減点
水質汚濁対策	床掘作業の濁水対策		判定	新通達・判定	提案値より劣る施工を行った場合	工事評価減点
水質汚濁対策	水質汚濁(濁り)対策	汚濁防止フェンス(カテン長4m)を設置	判定	新通達・判定	施工方法が提案を不満足	遵守出来なかった評価項目の(優)に相当する点を減点
水質汚濁対策	止水対策又は濁水対策に係る施工計画	提案された施工計画が、発注者の示す施工計画を満たしていること。	判定	新通達・判定	提案された施工計画が履行できなかった場合	提案項目の不履行率に応じ10点・6点・3点の減点を行う。

地盤沈下

評価指標	評価指標 (詳細)	評価方式		総合評価方法	ペナルティ	
		評価の下限等	換算方式		付与する水準	ペナルティの詳細内容
沈下量	深層混合処理後の圧密沈下量(計算値)	施工の確実性、安全性の確保等。	定量的測定	新通達・数値 1位満点	提案値(圧密沈下量)を越えた場合。	120×(改良後の試験結果(圧密沈下量計算値)-提案圧密沈下量)
施工期間(工期)	工期短縮	基礎工、仮設工期間が96日(実日数)以内	定量的測定	新通達・数値 1位満点	提案した工期短縮日数を達成できない	提案した工期短縮日数に対し不履行率により最大10点減点
離隔距離	切羽とアーチ掘工上の距離(離隔距離)の短縮	最大離隔距離が650mの場合	定量的測定	新通達・数値 満点規定	短縮距離が提案値を上回った場合	提案値以上の施工が行われなかった場合に、50mlにつき1点を減点。

景観

評価指標	評価指標 (詳細)	評価方式		総合評価方法	ペナルティ	
		評価の下限等	換算方式		付与する水準	ペナルティの詳細内容
ヤード面積	施工ヤードの縮小面積	施工ヤード面積が1700m <sup>2</sup> 未満	定量的測定	新通達・数値 1位満点	提案した施工ヤード面積が守れなかった場合	提案に対して70%未満の達成率の場合は10点減点、70%以上100%未満の達成率の場合は5点減点とする。
ヤード面積(自然変面積)	作業ヤード設置における自然変面積	標準工法	判定	新通達・判定	提案値より劣る施工を行った場合	工事評価減点
景観	海上からの視認性に係る施工計画	提案された施工計画が、発注者の示す施工計画を満たしていること。	判定	新通達・判定	提案された施工計画が履行できなかった場合	提案項目の不履行率に応じ10点・6点・3点の減点を行う。

評価項目別一評価指標・ペナルティ設定例（河川事業） ④

大気汚染

評価指標	評価方式		総合評価方法	ペナルティ	
	評価の下限等	換算方式		付与する水準	ペナルティの詳細内容
NOx排出量	バックボウについて排出ガス対策型(第1次基準値の認定済み)とする	定量的測定	新通達・数値 1位満点	提案した排出ガス対策型バックボウの導入率を達成できない	提案した工期短縮日数に対し不履行率により最大10点減点

生活環境

評価指標	評価方式		総合評価方法	ペナルティ	
	評価の下限等	換算方式		付与する水準	ペナルティの詳細内容
施工期間	施工の確実性、安全性の確保等	その他	新通達・数値 1位満点	不快日数の提案値を超えた場合	70×提案短縮日数÷遅延日数
施工期間(工期)	撤去工事の工期が155日	定量的測定	新通達・数値 1位満点	撤去工事施工日数が提案値を越えた場合	工事成績評価点にあたり、1日の遅れにつき、0.5点を減点する
施工期間(特定工種)	河川土工(掘削・盛土)に要する施工日数が38日以下	定量的測定	新通達・数値 1位満点	工事成績減点 + 延滞金	加算点を基に遅延日数に応じ工事成績を減点、さらに標準案を未達成の場合年8.2%の延滞金

生態系

評価指標	評価方式		総合評価方法	ペナルティ	
	評価の下限等	換算方式		付与する水準	ペナルティの詳細内容
ヤード面積	河川内作業ヤードの低減対策	判定	新通達・判定	提案値に対して改変面積が5%拡大する毎に1点減点	提案値に対して改変面積が5%拡大する毎に1点減点
ヤード面積(改良面積)	仮設工の改変面積の縮小	定量的測定	新通達・数値 1位満点	仮設工の改変面積の縮小	延滞金+工事 評価減点
施工期間(工期)	現地作業日数79日以下	その他	新通達・数値 1位満点	工期の短縮日数が、提案値を超えた場合	請負者が短縮できるとした日数をX日とし、提案日数を超えた場合、1日当たり、 $1点/X$
施工期間(工期)	旧塵撤去に係る工期の短縮	判定	新通達・数値 1位満点	施工検査により工程の確認	70%未満の達成率、10点減点、70%以上100%未満の達成率、5点減点、河川内作業完了日(H15.5.31)を守ることができなかった場合は契約違反として扱う。



評価項目別一評価指標・パネルティ設定例（河川事業） ⑥

安全対策の良否

評価指標	評価指標 (詳細)	評価方式		総合評価方法	パネルティ		
		評価の下限等	換算方式		付与する水準	パネルティ	パネルティの詳細内容
施工期間	土運船の延べ運行時間の低減	土運船の延べ運行時間が545時間以内	定量的測定	新到達・数値 1位満点	運約金	パネルティの詳細内容	加算点の再計算を行い、落札時の評価値との差額に対応する金額の支払いを求める。
安全対策 (工事等)	濁水処理設備の安全対策に依るもの施工計画	提案された施工計画が、発注者の指示施工計画を満たしていること。	判定	新到達・判定	工事評価減点		提案項目の不履行率に応じ、0点・6点・3点の減点を行う。
安全対策(交通)	一般交通への安全対策	必要に応じ待避	判定	新到達・判定	工事評価減点		遵守出来なかった評価項目の「優」に相当する点を減点
安全対策(既設構造物)	供用中の橋梁への安全対策	標準案以外の安全対策	判定	新到達・判定	工事評価減点		技術提案以上の施工が行われなかった場合3点減点
安全対策(第三者)	旧橋撤去時の治水上の安全対策	土堤半川締切の二期施工、対岸掘削、汚濁防止フェンス大型土のう設置	判定	新到達・判定	工事評価減点		遵守出来なかった評価項目の「優」に相当する点を減点
その他		提案値が最低限の要求条件を満たしていること。設置幅の要求条件値は堤防より5.8m	定量的測定	新到達・数値 1位満点	工事評価減点		提案に対して70%未満の達成率の場合は10点減点、70%以上100%未満の達成率の場合は5点減点とする。

被災リスク

評価指標	評価指標 (詳細)	評価方式		総合評価方法	パネルティ		
		評価の下限等	換算方式		付与する水準	パネルティ	パネルティの詳細内容
施工期間(特定工種)	出水期間中のポンプ据付施工日数	ポンプ据付施工日数が214日以内	定量的測定	必須外	減額変更	パネルティの詳細内容	提案を達成できなかった据付施工日数に1日当たりの損失額(1050千円)を乗じた額を減額変更。
施工期間(特定工種)	河川内仮設構造物の存置期間の提案	河川内仮設構造物存置期間が150日以内の場合	定量的測定	新到達・数値 1位満点	工事評価減点		当初入札時の提案値(存置期間)と実施工後の存置期間により達成率を算定し、達成できなかった率により減点措置を行う(達成できなかった率10%につき1点減点、最大10点減点)
施工期間(特定工種)	堤防閉鎖前復旧及び用水路切替復旧に係る締切期間の短縮	締切期間が92週間を満たしていること	定量的測定	新到達・数値 1位満点	運約金+工事評価減点		1.当初入札時の加算点と施工後に再計算した加算点により差額(減額金)を算定し、運約金として徴収する。2.当初入札時の提案値(短縮期間)と実施工後の短縮期間により達成率を算定し、達成できなかった率により減点措置を行う(達成できなかった率10%につき1点減点、最大10点減点)
機材・設備休止期間	ポンプ休止期間の月毎のポンプ休止日数	各ポンプ休止期間の月毎の標準ポンプ休止日数以内	定量的測定	必須外	減額変更		履行できなかった休止日数にポンプ休止期間の月毎の体止日数1日当たりの評価係数を乗じた数値に、評価点0.01点当たり68千円を乗じたものを減額変更する。
機材・設備休止期間	各ポンプ休止期間の月毎のポンプ休止日数	各ポンプ休止期間の月毎の標準ポンプ休止日数以内	定量的測定	必須外	減額変更		提案を達成できなかった評価点数0.01点当たりの損失額(81千円)を乗じた額を減額変更。
資機材・設備の性能	扉体の開閉速度の向上	開閉速度が標準の0.3m/minの場合	定量的測定	新到達・数値 1位満点	運約金+工事評価減点		1.当初入札時の加算点と施工後に再計算した加算点により差額(減額金)を算定し、運約金として徴収する。2.当初入札時の提案値(開閉速度)と実施工後の開閉速度により達成率を算定し、達成できなかった率により減点措置を行う(達成できなかった率10%につき1点減点、最大10点減点)
離間距離	仮締切工の堤防からの離間	仮締切工の堤防からの離間が54m	判定	新到達・数値 1位満点	工事評価減点		70%未満の達成率10点減点、70%以上100%未満の達成率5点減点

評価項目別一評価指標・ペナルティ設定例（河川事業） ⑦

リサイクルの良否

評価指標	評価方式		総合評価方法	ペナルティ	
	評価の下限等	換算方式		付与する水準	ペナルティの詳細内容
リサイクル率	リサイクル率の向上対策	判定	新通達・判定	工費評価減点	ペナルティ
リサイクル率	吸い出し防止材の再利用	定量的測定	新通達・数値1位減点	違約金+工事評価減点	ペナルティの詳細内容
リサイクル対策（発生材）	発生するコンクリート等のリサイクル提案	判定	新通達・判定	工費評価減点	提案値に対してリサイクル数量が5%減少する毎に1点減点。
リサイクル対策（産業廃棄物等）	提案された施工計画が、発注者の示す施工計画を満たしていること。	判定	新通達・判定	工費評価減点	提案項目の不履行率に依り10点・6点・3点の減点を行う。

効率

評価指標	評価方式		総合評価方法	ペナルティ	
	評価の下限等	換算方式		付与する水準	ペナルティの詳細内容
資機材・設備の性能	ポンプ駆動用電動機所要出力131kw以下	定量的測定	必須外	減額変更	ペナルティ
資機材・設備の性能	ポンプ駆動用電動機所要出力131kw以上	定量的測定	新通達・数値満点規定	減額変更+工事評価減点	ペナルティの詳細内容
資機材・設備の性能	効率が74%以上	定量的測定	新通達・数値満点規定	減額変更+工事評価減点	評価値の差に相当する額を減額
資機材・設備の性能	効率が81%以上	定量的測定	新通達・数値満点規定	減額変更+工事評価減点	評価値の差に相当する額を減額
損失電力量（変圧器）	500kVAの基準変換損失値4487W以下	定量的測定	新通達・数値満点規定	再施工	再施工